

不法入国・不法滞在

我が国に存在する不法残留者は、平成25年1月1日現在で、約6万2,000人とされており、前年同時期（24年1月1日）に比べ、約5,000人減少しています。最近の傾向として、不法滞在者の居住先や稼働先が小口化していることなどが挙げられます。また、店舗等の出入口付近に監視カメラを設置するなど、摘発を免れる対策を講じていた例もありました。

警察では、入国管理局との合同摘発や集中取締りを積極的に実施した結果、25年中における出入国管理及び難民認定法（入管法）違反で検挙し送致した人員と入管法第65条に基づき入国警備官へ引き渡した人員の合計は、3,478人となりました。

また、12月10日には、『「世界一安全な日本」創造戦略』が閣議決定され、戦略の一つとして「不法滞在対策、偽装滞在対策等の推進」が盛り込まれました。

これを踏まえ警察は今後とも、入国管理局との合同摘発を積極的に実施するとともに、関係機関と緊密に連携し、不法滞在者の摘発を始め、不法滞在や偽装滞在を助長する集団密航、旅券・在留カード等の偽変造、地下銀行、偽装結婚等に係る犯罪に対する取締りを強化することとしています。



合同摘発の状況（2月、神奈川）

不法滞在者の居住先や稼働先が小口化してきており、1か所当たりの被摘発者数が減少してきています。



在留カード（見本）



偽造在留カード（11月、山口）

在留カード（見本）と押収した偽造在留カード

偽造在留カードに関する事件検挙が増加傾向にあり、偽造在留カードが全国的に出回っていることが懸念されます。